

『ずい道等の掘削等作業主任者 特例講習』 開催のご案内

建設業労働災害防止協会愛知県支部

令和2年6月15日に「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、併せて「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」規程の一部が改正されました。この改正に伴い、令和3年4月1日以降開催される「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」は講習時間が1.5時間増えることになりました。

また、この改正に伴い作業主任者の選任の経過措置として、令和4年3月31日までは改正前の労働安全衛生規則の規定による技能講習修了者を選任することができますが、令和4年4月1日からはご案内の特例講習を修了したもの、または令和3年4月1日以降開催される「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習（14.5時間）」を修了したものしか選任できなくなります。

そこで今般、当協会では、特例講習を下記のとおり開催することといたしました。令和3年3月31日までに「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」を修了した方は、この機会に受講をご検討ください。

1. 対 象 者：令和3年3月31日までに「ずい道等の掘削等作業主任者」を修了した方
(シールドまたは山岳どちらでも可)
2. 講 習 内 容：作業環境の改善方法等に関する知識（1時間30分）
関係法令（30分）
修了試験（20分）
3. 使用テキスト：ずい道等の掘削等作業指針（山岳編）
4. 開 催 日 時：令和3年 8月2日（月）・・・午後の部、追加開催（25名）
令和3年10月4日（月）・・・募集終了
5. 受 講 料：講習料 ￥7,700（税込）、テキスト代 ￥2,200（税込）
※『人材開発支援助成金』の対象教育ではありません。
6. 会 場：愛知建設業会館（名古屋市中区栄3-28-21）
7. 定 員：50名
8. 申 込 方 法：「ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習受講申込書」に身分証明書（写し）と「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了証」（写し）を添付して、郵送で申込みしてください。
※受講申込書は、ホームページからダウンロードできます。
※受講券、請求書は、受講日の概ね2週間前に発送いたします。
9. 郵送・問合せ：〒460-0008 名古屋市中区栄3-28-21

建設業労働災害防止協会愛知県支部

Tel：052-242-4441